

日本における令和6年度の人権啓発重点目標

『誰か』のこと じゃない。



交通事故の被害者にも加害者にもならないために

先日の雨の中、警察のパトカーが巡回をしていました。するとパトカーの警察官が叫びました。

「その高校生、傘さし運転は違反になりますよ！やめてください！」と。言われた高校生はけっこうな雨が降っていたのですが、注意を受けて傘をたたんで雨の中を濡れながらその場を走り去っていきました。

警察官の言う通り、自転車の傘さし運転は道路交通法違反であり、

『雨の日はカッパ等を着る』ことで対処しなければいけなかったのです。では、なぜ傘さし運転がダメなのでしょう？



それは傘さし運転をすることで、片手運転となり、さらに前方も見にくくなってしまふことで、交通事故を起こしてしまう、あるいは事故が起きてしまう可能性が高まるからです。皆さんも知っている通り、交通事故を防ぐために道路交通法という法律があり、みんなが守ってくれることで事故を減らす仕組みになっています。

しかし、自動車に比べ、自転車に乗る人の交通ルール違反が目立ちます。自動車と違って免許がいらず、手軽に乗れる乗り物だからでしょうか。しかし、いったん道路に出れば、自転車も道路交通法に従うべき軽車両という乗り物です。人権的に考えれば、道路交通法を守っていくことで、自分だけでなく、皆の人権を守っていくこと(事故にあわず、幸せに生きる)になるのです。加害者にも被害者にもならないように、自動車も自転車も歩行者も道路交通法を守り、安全に過ごせる世の中にしましょう。

自転車に乗る際のルールの確認(警視庁や千葉県警察等のHPにも掲載されていますので、自分でも確認を。)

①自転車は車道の左の端を走ることが原則です。

☆歩道通行可の場合→標識でよいと示された歩道、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等はok。

②自転車通行が許可されている歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行(ゆっくり走ること)します。

☆歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を走ります。また歩行者の通行を妨げてしまう時には、一時停止をしなければなりません。

中学生は対象外ですが、交通違反しないことが大切です。

③重大事故のおそれのある違反。16歳以上の人には青切符(反則金)が切られることが国会で決定しました。

▽信号無視をすること

5,000円から12,000円程度になる予定

▽例外的に歩道を通行できる場合でも徐行などをしないこと

▽一時停止の場所で止まらないこと

▽携帯電話を使用しながら運転すること

▽右側通行などの通行区分違反をすること

▽自転車の通行が禁止されている場所を通ること

▽遮断機が下りている踏切に立ち入ること

▽ブレーキが利かない自転車に乗ること

▽傘を差したりイヤホンをつけたりしながら運転すること

※自分の命を守るために、自転車もヘルメットの着用が努力義務とされています。

※③の違反は、事故になった場合自分がケガするだけではなく、相手にもケガをおわせる可能性が高くなってしまいます。

※ながら運転は、11月1日より罰則が厳しく、

などがあげられています。

交通事故に気を付けて、良い夏休みにしていきましょう。